

施設への搬入について（許可業者・自己搬入者用）

以下、ご一読の上適正な搬入にご協力願います。

1 受入基準

- (1) 排出基準(分別マニュアル)が徹底されていること。
- (2) 町村の収集基準を超えるごみ。
- (3) 種類ごとに 10kg 以上のごみ。
- (4) 排出基準に満たないものは、受入を拒否する。
- (5) 町村から交付を受けた「搬入許可証」を提示する。
- (6) 受入日 月曜日～金曜日 9時～17時まで
- (7) 休日 土曜日、日曜日、祝日、年末・年始(12月31日～1月5日)

2 計量方法

- (1) 計量担当者の指示により計量する。
- (2) 混載の場合は、ごみ種類ごとに計量する(資源ごみも細分化)。
- (3) 計量終了後は、検量書を交付する。

3 料金徴収方法

- (1) 自己搬入者は、即金納付する。
- (2) 料金徴収後は、領収書を交付する。
- (3) 組合へ「処理手数料後納取扱申請書」を提出し、「後納取扱者登録証」を交付された業者は、月単位で徴収する。
- (4) 月単位で処理手数料を支払う許可業者は、計量時に「後納取扱者登録証」を提示すること。

4 処理手数料

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 生ごみ | 140 円/5kg |
| (2) 一般ごみ | 190 円/5kg |
| (3) 破碎ごみ | 210 円/5kg |
| (4) 粗大ごみ | 210 円/5kg |
| (5) ダンボール | 10 円/5kg |
| (6) 発泡スチロール | 120 円/5kg |
| (7) 動物の死骸 | |
| 大動物（鹿等） | 5,000 円 |
| 中動物（中型犬以上） | 3,000 円 |
| 小動物（小型犬、猫等） | 1,000 円 |

※ 総重量 120kg 以上の大動物は、破碎・粗大ごみ手数料（210 円/5kg）を適用する。

- (8) 動物の残滓 210 円/5kg

※ 「動物の残滓」とは、動物を解体した後の頭・皮など残ったもの

5 搬入方法

(1) 生ごみ

- ① 水切りが徹底していること。
- ② 異物が混入されていないこと。
- ③ 野菜など原型のままのものは、切って出すこと(10cm以下)。
- ④ 豚の骨など硬くて長いものは、砕いて出すこと(10cm以下)。
- ⑤ 水切り用として、新聞紙等が使用されていないこと。
- ⑥ 容器(バケツ)を使用すること。

(2) 一般ごみ

- ① 付着物は取り除き、液状の付着物は洗浄すること。
- ② 異物が混入されていないこと。
- ③ 紙おむつに付着している汚物は、取り除くこと。
- ④ 透明のビニール袋に入っていること。

(3) 粗大ごみ・破砕ごみ

- ① 廃家電品などについているコード類は外して「一般ごみ」として出し、電池や充電式バッテリーは「危険ごみ」として別に出すこと。
- ② 刃物やガラス類、突起物には必ずガムテープ等で安全処理をしてから出すこと。
- ③ スプレー缶は必ず中のガスを抜くこと。
- ④ 破砕ごみは容器を使用すること。
- ⑤ 粗大ごみ・破砕ごみは、搬入者が分別してから搬入すること。

(4) 資源ごみ

① 雑がみ

- ・紙以外のものは取り外すこと。
- ・カーボン紙やビニール、アルミ、樹脂などのコーティングされた紙は「一般ごみ」として出すこと。
- ・シュレッダーごみは、他の雑がみと別の袋で出すこと。

② 古紙類

- ・品目ごとに十文字にしぼること。
- ・ダンボールで表面がビニール製やロウで加工してあるものは「一般ごみ」として出すこと(十文字にしぼる)。
- ・紙パックは、中を開いて水洗いをし、乾かしてから出すこと。
- ・紙パックの中がアルミ加工のものは「一般ごみ」として出すこと。

③ 缶類・びん・ペットボトル

- ・必ず水洗いをする事。
- ・金属製キャップは「缶類」、プラスチック製キャップは「プラスチック類」に分別すること。
- ・ペットボトルのふた、ラベルは「プラスチック類」に分別すること。
- ・容器に入れて、搬入すること。

④ プラスチック類

- ・付着している不純物を取り除き、水洗いをしてから、透明の袋に入れること。

⑤ 布類

- ・洗濯をし、透明の袋に入れること。
- ・綿 50%以下のものは「一般ごみ」とすること。

(5) 発泡スチロール

- ① 必ず中を洗うこと。

(6) 動物の死骸

- ① 大動物(鹿等)を自己搬入する場合は、解体等の前処理をすること。
- ② 透明のビニール袋に入れること。

6 受入しないごみ

(1) 分別されていないごみ

(2) 町村が承諾を受けていないごみ

(3) 少量ごみ(種類ごとに 10kg 未満のもの)

(4) 最大の長辺が 2 メートルを超えるもの、容積が 2 立方メートルを超えるもの

(5) 危険ごみ、廃食用油

(6) 工作物の解体に伴って出たごみ

(7) 処理が困難なごみ(ガスボンベ、消火器、石油タンク(490 リットル))

(8) 産業廃棄物

① 農業関係(農機具類、ハウス用ビニール、農薬、肥料袋等)

② 漁業関係(水産物の内蔵、漁網、廃プラスチック類等)

③ 商工業関係(廃タイヤ、バッテリー、廃油、油缶等)

④ 建設業関係(建設廃材等)

(9) 医療系廃棄物(医療器具、感染性廃棄物等)

(10) 家電リサイクル法指定品目(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機)

(11) 資源有効利用促進法対象品目(家庭で使用しているパソコン及び付属品)

7 その他

(1) 悪臭・飛散・流失防止対策を施した車両で搬入すること。

(2) 高台道路は使用しないこと。

(3) 施設構内は最高速度 30km/h 以内とする。

(4) 搬入は最低 2 名以上で行うこと。

(5) 搬入時はヘルメットを着用のこと(無い場合は、施設の備え付けをお借りできます)。